

障害程度審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 知事は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳の交付申請があつた場合において、その障害程度の認定に適正を期するため、特に専門的知識及び技術を必要とする事項について審査を行うための機関として、障害程度審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

(委員会の構成)

第2条 審査委員会は、別表に掲げる障害種別を担当する医師をもつて構成する。

2 前項に規定する医師は、障害者相談センターの非常勤医師その他の県職員である医師の中から知事が委嘱した者とする。

(委員長)

第3条 審査委員会に委員長を置く。

2 委員長は委員の互選による。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指定する委員が職務を代理する。

(審査内容)

第4条 審査委員会は、身体障害の障害等級の認定に関し、障害者福祉推進課から医学的意見について求めのあつた案件及び事項について審査する。

(委員会の開催)

第5条 審査委員会は、知事から依頼のあつた案件及び事項の状況に応じて、適宜開催する。

2 審査委員会は、審査すべき案件を直接担当する医師のみをもつて開催することができる。

3 審査委員会は、前項の規定により開催され決定された意見を審査委員会の意見とする。

4 審査委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 審査委員会の事務局は、障害者福祉推進課に置く。

2 前項の規定にかかわらず、委員への報酬の支払いその他の別に定める事務については、障害者相談センターが処理することとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和63年2月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年6月19日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年3月26日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年1月15日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年3月17日から適用する。

別表

視覚障害

聴覚障害

平衡機能障害

音声・言語機能障害

そしゃく機能障害

肢体不自由

心臓機能障害

じん臓機能障害

呼吸器機能障害

ぼうこう又は直腸機能障害

小腸機能障害

ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

肝臓機能障害